

旅客自動車運送事業者の任意保険等への加入に関するパブリックコメントの募集

平成 17 年 3 月
自動車交通局旅客課

1. 背景

平成 14 年 2 月 1 日の改正道路運送法の施行に伴い、旅客自動車運送事業者については、新規事業者の参入の際に、「対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上の任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること」との事業申請処理方針の要件に適合することを改めて求め（平成 13 年 10 月 26 日付け国自旅第 105 号、106 号、平成 14 年 1 月 31 日付け国自旅第 165 号の 2）、既存の事業者については、平成 16 年 10 月 1 日までに、要件を満たすよう求めたところです。（平成 14 年 7 月 1 日付け国自旅第 65 号通達、第 68 号通達、第 71 号通達）

しかし、平成 16 年 10 月以降も任意保険未加入の事業者が依然として存在しており、上記のような通達の取扱いの下では、利用者保護の確実な実施が担保できていない状況にあります。そこで、新規事業者と既存事業者との負担の均衡を図り、さらには、損害賠償の実施の確実性の担保、被害者への適切な対応の確保等のために、旅客自動車運送事業者に対して、任意保険等への加入義務を明確化することを検討しています。

2. 概要

旅客自動車運送事業者に対し、事業用自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じる義務があることについて明確化することを検討しています。

3. 今後のスケジュール（予定）

- ・この制度改正は平成 17 年 4 月上中旬を目途に施行することを検討しています。